

第7節 ライフラインの確保

災害により、途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 上水道

1 応急給水及び復旧

- (1) 大阪府は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合には、本町並びに他の市町村と協力して、直ちに大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (2) トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- (3) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し、応援を要請する。

2 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第2 下水道

1 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

2 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

災害発生時には、「非常災害対策規定に基づき、本町及び関係機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもと早期復旧に努める。

また、災害等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカの開放等の措置に関する広報を実施する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を優先して、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- (5) 災害時において復旧用資機材置場及び復旧拠点の用地確保について本町に要請し、その確保を図る。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを本町並びに関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

1 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事より優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。